

# つちはし事務所通信

# 6

June  
2010



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F

TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2010年6月1日

## 注目トピックス 御社は、「サービス残業」問題を抱えていませんか？

今、弁護士や司法書士などの専門家が「サービス残業代請求」に力を入れ始めていることを、ご存じでしょうか？  
辞めていった社員から、ある日突然「未払い残業代として 300 万円払え」という内容証明郵便が送られて来る。  
こんな相談が、今後、専門家が業務として取り組むことでドッと増えてくるだろう。いわゆるサラ金の過払い請求問題が一段落し、次は「サービス残業代パブル」時代が到来するのではないかとささやかれています。

平成 21 年 10 月 22 日に厚生労働省が発表した「賃金不払残業に係る是正支払の状況」によりますと、平成 20 年度に労働基準監督署の是正指導を受けて 100 万円以上の未払い残業代を支払った企業数は 1,553 社で、過去最多であった前年度に比べて 175 企業減りました。しかし、監督署の是正指導は毎年行われており、潜在的なサービス残業問題を抱える企業は決して少なくありません。もし不安がありましたら、遠慮なくご相談ください。

### 賃金不払残業に係る是正支払の状況

#### 業種別等の状況

企業数では製造業、対象労働者数では運輸交通業、支払われた割増賃金額では商業が最も多くなっています。1 企業での最高支払額は、14 億 7,482 万円(道路貨物運送業)で、次いで 11 億 8,405 万円(銀行・信託業)、5 億 7,894 万円(建設コンサルタント業)の順です(右の図参照)。

#### 最近の関連ニュース

ちゃんこ「若」に未残業代支払い命令(2009/09/18)  
元社員 6 人が訴訟を起こし、同社に計 2,600 万円の支払いを命じる判決が出ました。

すかいらーく「名ばかり管理職」是正(2009/08/10)  
6 月から新しい人事制度を導入し、店長 3,300 人に残業代の支払いを開始したことを明らかにしました。

さらに大企業については平成 22 年 4 月 1 日から、改正労働基準法により、割増賃金率の引上げ等が実施されました。この改正に対応した就業規則の改訂、労使協定の締結等の体制整備を行う必要があります。アドバイスはお任せください。

#### 100 万円以上の割増賃金の是正支払状況

業種	企業数	対象労働者数 (人)	是正支払額 (万円)
製造業	381	24,948	220,194
鉱業	0	0	0
建設業	101	6,281	88,401
運輸交通業	73	42,930	234,521
貨物取扱業	9	413	6,437
農林業	9	58	1,952
畜産・水産業	0	0	0
商業	364	31,700	455,613
金融・広告業	89	26,148	347,111
映画・演劇業	3	142	1,938
通信業	14	529	11,428
教育・研究業	63	5,181	79,475
保健衛生業	121	18,171	240,360
接客娯楽業	127	9,386	62,480
清掃・と畜業	20	616	4,208
官公署	0	0	0
その他の事業	179	14,227	207,233
計	1,553	180,730	1,961,351
		1 企業平均額	1,263
		1 労働者平均額	11

## 新情報

## 4月30日から年金の「遅延加算金法」が施行されました！

年金の記録ミスの問題で、実際の年金より額が少なくなっていた方、年金をもらえなくなっていた方には、年金の消滅時効である5年よりもさかのぼって年金が支払われるようになっています。

今年4月30日からは、「5年以上前」の年金が支払われることになった方には、物価上昇相当分として「遅延加算金」を本来の年金額にプラスして支払う、ということになりました。

すでに年金記録の修正が行われ、以前より多い年金をもらうようになっている方は、「遅延加算金」を請求する必要があります。社員のご家族にも該当者がいらっしゃるかもしれませんから、この内容を是非、社内で告知してください。

### 遅延加算金法の概要

#### 遅延加算金の対象者

平成21年4月30日（遅延加算金法の公布日の前日）以前に時効特例給付が支給された方

平成21年5月1日（遅延加算金法の公布日）以降に時効特例給付が支給された方、または、これから支給される方

#### 請求手続が必要

（平成22年4月30日から5年以内に請求する必要がある）

#### 請求手続は不要

（自動的に手続が行われる）

一定の条件を満たすご遺族の方も遅延加算金の対象となります

#### 遅延加算金の額

年金記録の回復により支払われた年金（時効特例給付）の物価上昇相当分が遅延加算金の額となります。具体的な額は、時効特例給付の額や年金の受給を開始された年などによって異なります。

#### 請求が必要な方の手続

厚生労働省では、できる限り簡単に手続をしていただけるよう、遅延加算金の額を含め、あらかじめ必要な事項を印字したダイレクトメールを一定の要件を満たす方に順次発送することにしています。

ダイレクトメールを待たず、今すぐに請求することもできます。その場合には、最寄りの年金事務所に相談したうえで、必要な書類（請求書、年金証書、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの等）を提出（または郵送）してください。

請求手続から支給までは3か月程度が予定されています

#### あとがき つちはし事務所より

6月1日から7月12日までの期間は、労働保険料の年度更新と、社会保険料の算定基礎届の手続きの時期となります。去年から、この2つが同じ時期に提出することになり、社労士事務所は6月がトップシーズンとなりました。手続きをさせていただいているお客様には、今月は年度更新のための賃金台帳（平成21年4月～平成22年3月分）と、算定基礎届のための賃金台帳（平成22年4月～6月分）のデータをいただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

相談業務だけのお客さまで、この機会に手続きもアウトソーシングしたいとご希望の場合は、お気軽にご相談ください。事業主の労災特別加入をご希望の方も、この時期に加入するのが簡単でお勧めです。

今月から来月末にかけて、健康保険の被扶養者の確認作業も始まります。会社に書類が送られてきますので、手続きをさせていただいているお客様は、必要事項を記載の上、つちはし事務所までお送りください。当事務所で内容を確認させていただき、協会けんぽに提出します。詳しくは別送の案内をご覧ください。